

# 排水設備指定工事店指定申請について

## ◎ 排水設備指定工事店の指定基準

- 1 奈良県内に営業に適する営業所又は、店舗を有している者
- 2 専属の排水設備等工事責任技術者を有している者
- 3 工事の施工に必要な設備及び器材を有している者
- 4 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものでない者
- 5 破産者で復権を得ないものでない者
- 6 法人にあつては、その代表者が前4・5号に掲げる要件を備えていること
- 7 指定工事店の指定を取消された者にあつては、当該指定工事店の指定を取消された日から起算して2年以上経過していること
- 8 その業務に関して不正又は、不都合な行為をする恐れがない者

## ◎ 添付書類

- 1 営業所又は店舗（倉庫を含む）の付近見取図及び平面図
- 2 所有器材調書（様式第2号）
- 3 専属責任技術者及び雇用者名簿（様式第3号）
- 4 誓約書（様式第4号）
- 5 本人又は、法人の印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内に交付されたもの）
- 6 金銭の授受その他営業に関する使用印鑑届（様式第5号）
- 7 支店又は出張所にあつては、指定工事店の指定を受けるための本社からの委任状
- 8 住民票抄本（法人にあつては、履歴事項全部証明書及び定款又は規約）
- 9 代表者の身分証明書
- 10 責任技術者証（日本下水道協会奈良県支部より交付されたもの）の写し  
※ 申請時において、日本下水道協会奈良県支部が行う排水設備工事責任技術者更新講習の時期が未到来の理由により、責任技術者証が交付されていない場合は、交付後5年以内の合格証の写し、又は、修了証の写しを提出してください。